

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
<p>第1条（カード等の利用）</p> <p>(1) PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を当社または提携アプリ（以下「アプリケーション」といいます。）を通じて提供するサービス（以下「カードレス ATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。）は、それぞれ次の場合（カードレス ATM はウ）の場合を除く）に利用することができます。</p> <p>ア) オンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務につき当社と提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して預金に預け入れる場合。</p> <p>イ) オンライン自動出金機の共同利用による現金支払い業務につき当社と提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して預金を払い戻す場合。</p> <p>ウ) オンライン自動出金機の共同利用による振込業務につき当社と提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振り込みを行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払い戻し金を振込資金として振り込みを依頼する場合。</p> <p>エ) その他当社所定の取引をする場合。</p>	<p>第1条（カード等の利用）</p> <p>(1) PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を当社または提携アプリ（以下「アプリケーション」といいます。）を通じて提供するサービス（以下「<u>スマホ</u> ATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。）は、それぞれ次の場合（<u>スマホ</u> ATM はウ）の場合を除く）に利用することができます。</p> <p>ア) オンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務につき当社と提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して預金に預け入れる場合。</p> <p>イ) オンライン自動出金機の共同利用による現金支払い業務につき当社と提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して預金を払い戻す場合。</p> <p>ウ) オンライン自動出金機の共同利用による振込業務につき当社と提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振り込みを行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払い戻し金を振込資金として振り込みを依頼する場合。</p> <p>エ) その他当社所定の取引をする場合。</p>

<p>(2) カード等は、当社および当社入金提携先・出金提携先・カード振込提携先（カードレス ATM を除く）所定の時間帯に限り、利用することができます。</p>	<p>(2) カード等は、当社および当社入金提携先・出金提携先・カード振込提携先（<u>スマホ</u> ATM を除く）所定の時間帯に限り、利用することができます。</p>
<p>第 2 条（カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止）</p> <p>(1) カードの所有権は、当社に帰属するものとし、当社は本人にカードを貸与するものとします。</p> <p>(2) 当社の承諾なしにカードもしくはカードレス ATM を利用しているスマートフォン（以下「端末」といいます。）を、他人に譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p>第 2 条（カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止）</p> <p>(1) カードの所有権は、当社に帰属するものとし、当社は本人にカードを貸与するものとします。</p> <p>(2) 当社の承諾なしにカードもしくは<u>スマホ</u> ATM を利用しているスマートフォン（以下「端末」といいます。）を、他人に譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利の設定をしてはならず、または第三者に利用させることはできません。</p>
<p>第 3 条（入金機による預金の預け入れ）</p> <p>(1) 入金機を使用して預金に預け入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順にしたがって入金機にカードを挿入、または入金機およびアプリケーションの画面表示等の操作手順にしたがってカードレス ATM を利用し、現金を投入して操作してください。</p>	<p>第 3 条（入金機による預金の預け入れ）</p> <p>(1) 入金機を使用して預金に預け入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順にしたがって入金機にカードを挿入、または入金機およびアプリケーションの画面表示等の操作手順にしたがって<u>スマホ</u> ATM を利用し、現金を投入して操作してください。</p>
<p>第 4 条（出金機による預金の払い戻し）</p> <p>(1) 出金機を使用して預金を払い戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順にしたがって出金機にカードを挿入、または出金機およびアプリケーションの画面表示等の操作手順にしたがってカードレス ATM を利用し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。</p>	<p>第 4 条（出金機による預金の払い戻し）</p> <p>(1) 出金機を使用して預金を払い戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順にしたがって出金機にカードを挿入、または出金機およびアプリケーションの画面表示等の操作手順にしたがって<u>スマホ</u> ATM を利用し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。</p>
<p>第 14 条（解約、カード等の利用停止等）</p> <p>(3) 次の場合には、カード等の利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。ただし、ウ) の場合は、当社所定の方法により、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>ア) 第 2 条 (2) に違反したとき</p>	<p>第 14 条（解約、カード等の利用停止等）</p> <p>(3) 次の場合には、カード等の利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを当社に返却してください。ただし、ウ) の場合は、当社所定の方法により、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>ア) 第 2 条 (2) に違反したとき</p>

<p>イ) 預金口座取引一般規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき</p> <p>ウ) 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合</p> <p>エ) カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>オ) 端末の盗難、紛失等により、カードレス ATM を不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p>	<p>イ) 預金口座取引一般規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき</p> <p>ウ) 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合</p> <p>エ) カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>オ) 端末の盗難、紛失等により、<u>スマホ</u> ATM を不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合</p>
--	---

以上